

平成26年 5 月12日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「学校基本調査」（以下「本調査」という。）の平成 27 年調査の実施に当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、文部科学大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

あわせて、統計法第 7 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、基幹統計である「学校基本調査」の指定の変更（名称の変更）を行うこと。

2 変更の概要

（1）学校基本調査（基幹統計調査）の変更

ア 調査対象の範囲

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の改正法が、早ければ平成 27 年 4 月から施行されることにより、教育と保育を制度的に一体として提供する新たな幼保連携型認定こども園（以下「新幼保こども園」という^{（注）}。）が創設されることとなる。この新幼保こども園は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条に規定する「法律に定める学校」の一つに位置付けられることから、調査対象に追加する。

（注）現行の幼保連携型認定こども園は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく幼稚園及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育所が並設された形の施設であり、新幼保こども園のような単一の法律に基づく施設ではない。なお、現行の幼保連携型認定こども園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正法の施行後は、新幼保こども園として認可があったものとみなされる。

イ 報告を求める事項

（ア）「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」の新設

早ければ平成 27 年度に新たに創設される新幼保こども園の教職員や在園者等の実態を把握するため、新たな調査票として「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」を新設する。

（イ）「学校施設調査票（高等学校等）」の変更

新幼保こども園の施設の概要を把握するため、学校施設調査票（高等学校等）の「学校種別」の選択肢として「幼保連携型認定こども園」を追加するとともに、新幼保こども園の設置者の一つとして社会福祉法人が認められているため、「私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園の設置者別」の選択肢として「社会福祉法人立」を追加する。

変更内容	変更後	現行
学校種別の選択肢の追加	1 小学校 2 中学校 3 高等学校 4 特別支援学校 5 幼稚園 6 専修学校 7 中等教育学校 8 幼保連携型認定こども園	1 小学校 2 中学校 3 高等学校 4 特別支援学校 5 幼稚園 6 専修学校 7 中等教育学校 (新設)
私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園の設置者別の選択肢の追加	1 学校法人立 2 社会福祉法人立 3 その他の法人立 4 個人立	1 学校法人立 (新設) 2 その他の法人立 3 個人立

(ウ) 「学校調査票（大学）学部学生内訳票」及び「学校調査票（短期大学）本科学生内訳票」の変更

「学校調査票（大学）学部学生内訳票」及び「学校調査票（短期大学）本科学生内訳票」において、大学学部等への社会人学生及び外国人留学生の入学状況を把握するため、入学者数について、高校卒業年次別の把握から年齢別の把握に変更するとともに、内数として留学生を把握する調査項目を追加する。

また、現在、経済協力開発機構（OECD）では、次期の国際教育標準分類（ISCED）の開発のため、加盟国における高等教育段階での入学志願者に関する調査が検討されていることから、当該調査が実施された場合に十分に対応できるよう「学校調査票（大学）学部学生内訳票」に学科別入学志願者数を把握する調査項目を追加する。

変更内容	変更後	現行
入学者に関する調査項目（把握区分）の変更	・ <u>年齢別入学者数</u> <u>17 歳以下</u> <u>18 歳</u> (略：19～28 歳まで1 歳ごと) <u>29 歳</u> <u>30～34 歳</u> (略：35～54 歳まで5 歳ごと) <u>55～60 歳</u> <u>61 歳以上</u> ※本科学生内訳票では更に昼間・夜間別で把握	・ <u>入学状況</u> <u>平成 27 年 3 月高校卒</u> <u>平成 26 年 3 月高校卒</u> <u>平成 25 年 3 月高校卒</u> <u>平成 24 年 3 月高校卒</u> <u>平成 23 年 3 月以前高校卒</u>
入学者に関する調査項目の変更（内数の追加）	・ <u>留学生</u> <u>男</u> <u>女</u> ※本科学生内訳票では更に昼間・夜間別で把握	(新設)
入学者に関する調査項目の変更（学科別志願者数の追加） ※学部学生内訳票のみ	・ <u>学科別入学志願者数</u> <u>男</u> <u>女</u>	(新設)

(エ) 「学校経費調査票 A」の変更

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）の改正により、地方公共団体から国立大学法人への寄付金の支出が可能となったため、「学校独自の収入」の項目である「5 寄付金収入・産学連携等研究収入」の内訳の区分として「5のうち、地方公共団体からの寄付収入（国立大学法人のみ）」を追加する。

また、公立大学法人への補助金については、国及び都道府県のほか、市町村からも支出されており、その実態を把握するため、「公立学校の補助金」の区分として「市町村」を新たに追加する。

変更内容	変更後	現行
「寄付金収入・産学連携等研究収入」の内訳区分の追加	・学校独自の収入 1 授業料 2 入学金・検定料（入学試験料） 3 附属病院収入 4 農場、演習林収入 5 寄付金収入・産学連携等研究収入 5のうち、地方公共団体からの寄付収入（国立大学法人のみ） 6 その他の収入	・学校独自の収入 1 授業料 2 入学金・検定料（入学試験料） 3 附属病院収入 4 農場、演習林収入 5 寄付金収入・産学連携等研究収入（新設） 6 その他の収入
「公立学校の補助金」の区分の追加	・公立学校の補助金 - 国 - 都道府県 - 市町村	・公立学校の補助金 - 国 - 都道府県 （新設）

(オ) 「卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）」及び「卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制）」の変更

高等学校等の卒業生の就業形態をより詳細に把握するため、「状況別卒業生数」の「E 就職者」及び「（再掲）左記 A, B, C, D のうち就職している者」欄について、「正規の職員・従業員、自営業主等」と「正規の職員等でない者」に分割する。

変更内容	変更後	現行
「就職者」に係る調査項目の変更	・状況別卒業生数（略） - E 就職者 <u>正規の職員・従業員、自営業主等</u> <u>正規の職員等でない者（雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者）</u> - F 一時的な仕事に就いた者（雇用契約が1年未満又は短時間勤務の者）（略） （再掲）「左記 A, B, C, D のうち就職している者」 <u>正規の職員</u> <u>正規の職員等でない者</u>	・状況別卒業生数（略） - E 就職者（新設） - F 一時的な仕事に就いた者（略） （再掲）「左記 A, B, C, D のうち就職している者」 - Aのうち - Bのうち - Cのうち - Dのうち

(力) 「卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）」及び「卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）」の変更

特別支援学校中学部の卒業者のうち、障害者支援施設等の入所者の中には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく就労系支援事業を利用することにより、就労しているとみなすことが可能な者もいることから、こうした者の就労状況を把握するため、「障害者支援施設等」の入所者の内訳として「就労系支援事業利用者」を把握する調査項目を追加する。

変更内容	変更後	現行
「障害者支援施設等」の入所者に係る調査項目の変更	・左記 F のうち社会福祉施設等入所、通所者 児童福祉施設 障害者支援施設等 <u>うち就労系支援事業利用者</u> 医療機関	・左記 F のうち社会福祉施設等入所、通所者 児童福祉施設 障害者支援施設等 (新設) 医療機関

ウ 報告を求める期間

初等中等教育機関の調査票の提出期日は、「調査期日以降 6 月 25 日までの間で都道府県知事又は市町村長が定める期日」であるが、平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生に伴い、甚大な被害のあった岩手、宮城及び福島県の東北 3 県のみは、報告者（小学校長等）及び実査機関（市町村等）への震災の影響等に鑑み、平成 23 年調査以降、当該期日を「8 月 1 日以降 10 月 31 日までの間で都道府県知事又は市町村長が定める期日」と他の都道府県よりも遅い時期としていた。

しかしながら、現時点では本調査の実査への震災の影響は解消されたため、平成 27 年調査から、当該提出時期について、東北 3 県も他の都道府県と同一の時期に戻すこととする。

(2) 学校基本調査（基幹統計）の指定の変更（名称変更）

「学校基本調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

この点を踏まえ、基幹統計である学校基本調査の名称を適切なもの（例：学校基本統計）に変更する。

3 特記事項

(1) 平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の「今後の課題」についての検討状況

本調査については、平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）に係る承認時（平成 23 年 7 月 11 日承認）において、近年の企業間競争の激化や就労意識の多様化等に伴い非正規雇用者が増加していることを踏まえ、若年者雇用問題の検討に資するデータを得る必要性が高いと判断し、中学校、中等教育学校

及び高等学校の卒業生の就業形態を正規・非正規別に把握することを「今後の課題」として付している。

これを踏まえ、文部科学省において検討を行った結果、今回の調査計画の変更において、中等教育学校及び高等学校の卒業生については、就職者数を正規・非正規別に把握できるよう変更することとしている（2（1）イ（オ）参照）。一方、中学校の卒業生については、その大部分が高等学校に進学し、就職する者は極めて少数であることから、正規・非正規別の把握は行わないこととしている。

こうしたことから、近年の就業構造の変化等を踏まえ、中学校の卒業生に係る正規・非正規別の把握の必要性について精査する必要がある。

（2）新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係

新幼保こども園は、教育と保育を制度的に一体として提供する施設であることから、学校であると同時に児童福祉施設の性格も有しており、社会福祉施設等調査（厚生労働省所管の一般統計調査）においても調査対象となる予定である。

このため、両調査の調査目的や調査期日が異なるものの、報告者が両調査に回答する際の負担軽減について、その負担状況も踏まえつつ、文部科学省と厚生労働省の連携による方策を検討する必要がある。

学校基本調査の概要 (現行)

調査の概要

○ 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項（学校数、在学者数、教職員数等）を明らかにする。

○ 調査の周期

昭和23年以降毎年実施しており、平成27年調査は68回目に当たる。

○ 調査の期日

毎年5月1日現在。ただし、「卒業後の状況調査」は前年度卒業者について調査

○ 調査の対象

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（約56,700校。全数））及び市町村教育委員会（約1700。全数）

○ 調査事項

学校数、学級数、幼児・児童・生徒又は学生の数、教職員数、入学者数、卒業者数、卒業後の状況、不就学学齢児童生徒数、学校施設、学校経費 等
（調査に使用する調査票は「学校調査票（小学校）」等 28票）

○ 調査方法

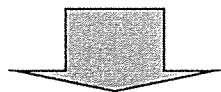
郵送又はオンラインによる自計報告

○ 調査の流れ



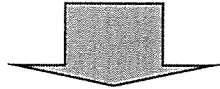
○ 利活用状況

- ・ 学校教育行政に関わる施策の実施・検討のための基礎資料
- ・ 学級編制、教職員定数の設定等、全国的な基準の設定・見直しのための基礎資料
- ・ 中央教育審議会の資料、地方交付税の算定基礎 等



近年の重要課題（新たなニーズ）

認可保育所に入れない待機児童の増加、非正規雇用の増加等の社会情勢の変化や「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づく社会人教育の推進や外国人留学生の受入れの促進等の課題に対応する観点から、新たに創設される幼保連携型認定こども園や学校の在学学生等の実態を詳細に把握すること等のため、調査内容について所要の見直しを行う。



平成 27 年学校基本調査の主な見直しのポイント

○ 調査票の新設

- ・ 早ければ平成 27 年 4 月に新たに創設される幼保連携型認定こども園の実態（教員数、職員数、学級別年齢別在園者数等）を把握するため、学校調査票（幼保連携型認定こども園）を新設

○ 調査事項の変更

- ・ 大学学部等への社会人学生及び外国人留学生の入学状況を把握するため、「年齢別入学者数」及び「留学生の入学者数」を追加
〔学部学生内訳票等〕
- ・ 高等学校等の卒業生の就業形態をより詳細に把握するため、「就職者」数を「正規の職員・従業員、自営業主等」と「正規の職員等でない者」に分割
〔卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）等〕
- ・ 特別支援学校中学部の卒業者のうち、障害者支援施設等の入所者の中には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく就労系支援事業を利用し就労している者がいることから、こうした者の就労状況を把握するため、「障害者支援施設等」の内数として「就労系支援事業利用者」を追加
〔卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）〕
- ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）の改正により地方公共団体から国立大学法人への寄付金の支出が可能となったことから、「寄付金収入・産学連携等研究収入」の内訳として「地方公共団体からの寄付収入（国立大学法人のみ）」を追加
〔学校経費調査票 A〕
- ・ 公立大学法人では、市町村から補助金を受けているケースがあることから、その実態を把握するために、「公立学校の補助金」の内訳として「市町村」を追加
〔学校経費調査票 A〕

学校基本調査結果の利用状況

行政上の施策への利用

1 学校教育行政の施策・制度設計における利用

- ・中央教育審議会各部会の基礎資料（学校数・在学者数・教職員数・卒業後の状況等）
- ・「教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「高等学校新卒率」や「教員一人当たりの学生数」を利用。
- ・市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）等の学級編制、教職員定数の設定等、全国的な基準設定・見直しのための検討資料
- ・義務教育国庫負担金、幼稚園就園奨励費補助、公立学校施設整備費補助、私立大学等経常費補助などの私学助成の参考資料

2 他の統計調査の標本設計における利用

- ・学校保健統計調査、学校教員統計調査及び大学等の就職内定状況等調査の標本設計に当たり、母集団情報を提供。

白書等における分析での利用

- ◆ OECD による国際統計の「後期中等教育卒業率」、「高等教育進学率」等の算出
- ◆ 「子ども・若者白書」（内閣府）
 - ・生徒指導主事、進路指導主事の人数等
- ◆ 「高齢社会白書」（内閣府）
 - ・大学院の社会人学生数の推移等
- ◆ 「男女共同参画白書」（内閣府）
 - ・大学・大学院・短期大学の本務教員総数に占める女性の割合等
- ◆ 「文部科学白書」（文部科学省）
 - ・学校数、在学者数、教員数、入学者数、卒業者・修了者数、就学率・進学率、就職率、学校建物面積などの基礎資料等

その他

- ・ 地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）における基準財政需要額の算定資料
（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・高等専門学校・大学の学校数、学級数、
在学者数、教職員数等）
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）を制定する際の参考
資料
（高等学校等進学率等）

新たな幼保連携型認定こども園の概要

背景

幼児期の教育及び保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるため、平成24年8月、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）を一部改正（平成27年4月施行予定）

機能（特徴）

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ 「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供

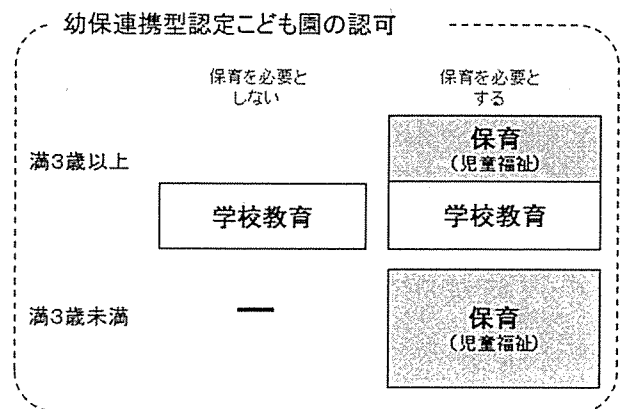
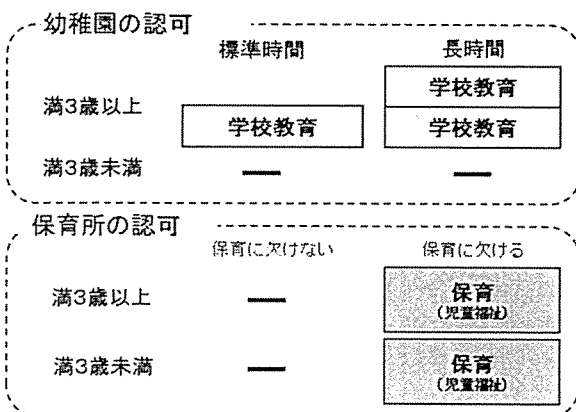
※ 満3歳未満児の受入れの義務付けはないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置付ける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。）。



その他

財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化（消費税を含む安定的な財源を確保）